

小川村高齢者運転免許証自主返納者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の防止を図るため、自主的に運転免許証を返納した高齢者に対する支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間を満了していないものをいう。

(2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けた全ての免許の取消しを申請して、免許証を公安委員会に返納することをいう。

(3) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(対象者)

第3条 この事業における対象者は、小川村に住所を有し、現に村内に居住している高齢者で免許証を自主返納した者とする。

(非対象者)

第4条 前条の規定にかかわらず、村税等の滞納がある者、その他村長が対象者として適当でないと認める者とする。

(申請)

第5条 この事業による支援を受けようとする者は、免許証返納後3月以内において、小川村高齢者運転免許証自主返納者支援事業申請書（様式第1号）に、公安委員会等が発行する申請による運転免許の取消通知書又は、運転経歴証明書若しくは、運転免許経歴証明書のいずれかを添えて、村長に申請するものとする。

(支援の内容)

第6条 村長は、公共交通機関等の利用促進を図るために、20,000円を交付するものとする。

(交付及び返還)

第7条 村長は、第5条による申請があつた時は、速やかに内容を審査し交付金を交付するものとする。

2 この事業により支援を受けた者が、偽りその他不正な手段により支援を受けたと認められたときは、当該交付金を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。